

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:福祉部高齢者支援課 No.003

処 分 名	高齢者憩いの家の使用の許可
処 分 の 概 要	高齢者憩いの家を使用しようとする方は、あらかじめ市長の許可を受ける必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市高齢者憩いの家条例（平成 17 年条例第 103 号）第 5 条 春日部市高齢者憩いの家条例施行規則（平成 17 年規則第 34 号）第 3 条
審 査 基 準	憩いの家を使用しようとする方は、おおむね 60 歳以上の市民とし、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。許可された事項を変更するときも、同様です。
標準処理期間	5 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	使用する各高齢者憩いの家窓口への提出
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市高齢者憩いの家条例

第5条 憩いの家を使用しようとする者は、おおむね60歳以上の市民とし、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも、同様とする。

■春日部市高齢者憩いの家条例施行規則

第3条 条例第5条第1項の規定により、憩いの家の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用する日の当日までに春日部市高齢者憩いの家使用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請書は、個人にあつては使用する日の10日前から、団体にあつては使用する日の3か月前から、それぞれ使用する日の当日までの提出とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、申請書を受理し、その内容を審査し、適当と認めるときは、春日部市高齢者憩いの家使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。